

鳥取県告示第578号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年10月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
とっとり福祉サービス有限会社	智頭デイサービス事業所すぎ玉	八頭郡智頭町大字智頭2597-28	平成22年9月27日	通所介護